



## Contents

### P2 フォトギャラリー

### P3 トピックス

- (1) 「平成 28 事務年度 金融行政方針」の公表について
- (2) 保険会社におけるリスクとソルベンシーの自己評価に関する報告書 (ORSA レポート) 及び統合的リスク管理 (ERM) 態勢ヒアリングに基づく ERM 評価の結果概要について
- (3) 「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall)」について
- (4) 金融審議会 市場ワーキング・グループ 「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」(第 1 回) の開催について
- (5) 金融審議会「市場ワーキング・グループ」(第 7～9 回) の開催について
- (6) 金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」(第 2 回、第 3 回) の開催について
- (7) 「金融モニタリング有識者会議」(第 3 回) の開催について
- (8) 「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況及び金融庁の対応について
- (9) 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 (期間: 平成 28 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日) について

### P12 皆さんご注意下さい! & 情報提供のお願い

### P15 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

### P16 お知らせ

## フォトギャラリー



11月18日 金融仲介の改善に向けた検討会議（第6回）にて挨拶する  
越智副大臣・武村大臣政務官

# トピックス

## (1)「平成 28 事務年度 金融行政方針」の公表について

金融庁は、金融行政が何を目指し、その実現に向け、平成 28 事務年度にいかなる方針で金融行政を行っていくかについて、本年 10 月に「平成 28 事務年度 金融行政方針」として公表しました。本方針は、PDCA サイクルを強く意識し、本年 9 月に公表した「[平成 27 事務年度 金融レポート](#)」における評価を踏まえ、とりまとめたものです。

本方針において、金融庁は、引き続き、①金融システムの安定/金融仲介機能の発揮、②利用者保護/利用者利便、③市場の公平性・透明性/市場の活力を確保することにより、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指すこととしています。

金融を取り巻く環境が急激に変化する中で、市場メカニズムを適切に発揮させつつ、上記を実現するため、

- (1) 金融当局・金融行政運営の変革
  - (2) 国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換
  - (3) 「共通価値の創造」を目指したビジネスモデルの転換
- といった変革に取り組んでいきます。

こうした基本方針の下、金融庁では、重点施策として、

- ①活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保
- ②金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保等
- ③IT 技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応
- ④国際的な課題への対応
- ⑤顧客の信頼・安心感の確保
- ⑥その他の重点施策

に取り組んでいきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」の中の「[平成 28 事務年度金融行政方針について](#)」にアクセスして下さい。

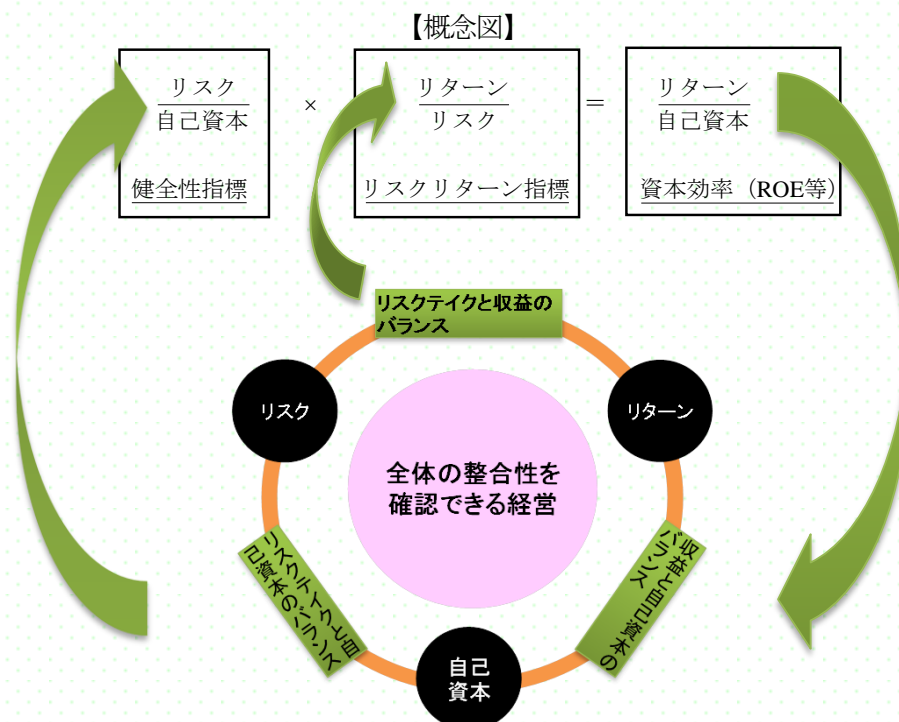
## (2) 保険会社におけるリスクとソルベンシーの自己評価に関する報告書 (ORSA レポート) 及び統合的リスク管理 (ERM) 態勢ヒアリングに基づく ERM 評価の結果概要について

### 1. 経緯等

保険会社においては、その取り巻くリスクの多様化・複雑化を踏まえ、規制の遵守に加え適切なリスクとリターンのバランスの下、全てのリスクを経営戦略と一体で統合的に管理する統合的リスク管理 (ERM) 態勢の整備・高度化を図ることが重要な課題となっています。

こうした中、2015 年度より、保険会社がリスクとソルベンシーの自己評価に関する報告書 (ORSA レポート) を作成した上で、金融庁へ提出する取組みを開始し、同レポート等をもとに、保険会社の ERM 評価を行いました。

(注) ERM とは、Enterprise Risk Management の略。ORSA とは、Own Risk and Solvency Assessment の略。



## 2. ERM 評価の実施

平成 27 事務年度については、規模特性の観点から保険料等収入等に基づき保険持株会社 8 社、生命保険会社 25 社、損害保険会社 23 社を選定し評価を実施しました。

ERM 評価にあたっては、評価目線を作成し、「リスク文化とリスクガバナンス」、「リスクコントロールと資本の十分性」、「リスクプロファイルとリスクの測定」及び「経営への活用」といった項目を検証し、ERM に関する態勢が整備されているか、ERM の考え方が保険会社内に浸透しているかといった観点から確認を行いました。

## 3. ERM 評価の結果概要

各保険会社の ERM 評価結果については、レベル 1～レベル 5 に区分し、それぞれの内容については下記のとおりです。

**【ERM 評価レベルの概要】**

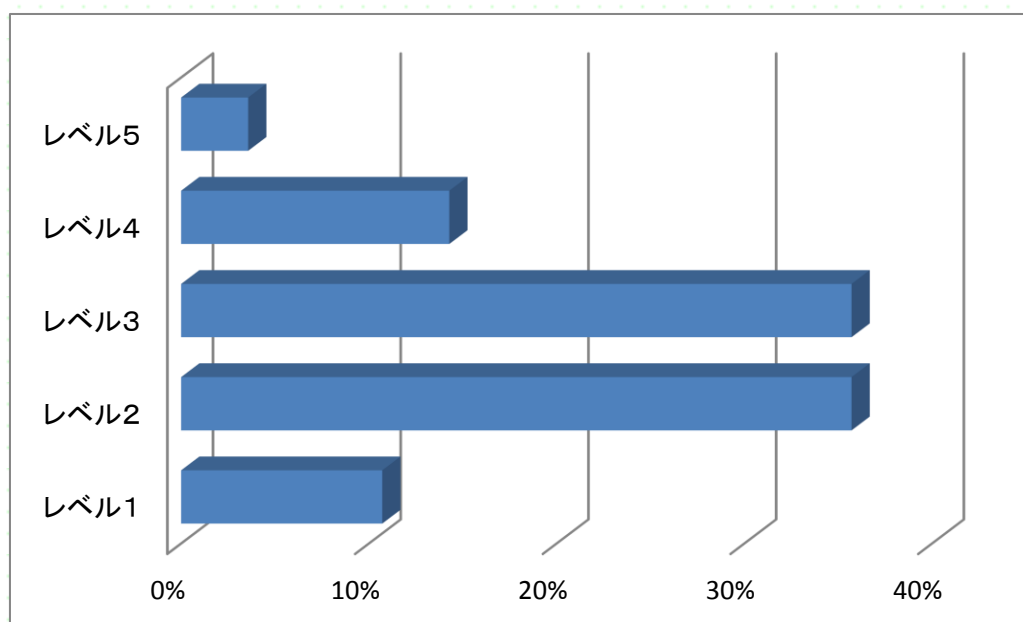
評価レベル	健全性面	収益性面
レベル 5	資本がリスクを十分上回っており、かつ健全性を確保する強固な態勢を保有している。	健全性を確保した上で、収益性を向上させる先進的な取組みが定着している。
レベル 4	資本がリスクを十分上回り、健全性を確保する態勢を保有しているものの、強固な態勢とまではいえない。 又は 健全性を確保する強固な態勢を保有し、一定程度健全性を確保しているものの、十分な健全性を確保しているとはいえない。	健全性を確保した上で、収益性を向上させる先進的な取組みを導入している。
レベル 3	一定程度健全性を確保し、かつ健全性を確保する態勢を保有している。	健全性を確保した上で、収益性を向上させる先進的な取組みを検討中。
レベル 2	一定程度健全性を確保しているものの、健全性を確保する態勢が弱い。 又は 健全性に課題があるものの、健全性を確保する態勢を保有している。	健全性を確保した上で、収益性を向上させる取組みは、将来の課題として認識。
レベル 1	健全性に課題があり、また健全性を確保するシステムが弱い。	課題認識なし。

+

健全性面及び収益性面の総合評価

ERM を健全性確保に加え、リスク文化の醸成や収益性の向上にも活用し、経営全体に活かすガバナンスを備えた社は未だ一部であり、評価結果に以下のようなばらつきがみられました。

【ERM 評価レベルの分布状況】



(注) 今年度 ERM 評価の対象とした保険持株会社及び保険会社 (計 56 社) の評価結果を単純にグラフ化

#### 4. 今後の課題

ERM 評価は、定量的・画一的に健全性を評価するのみではなく、適切なリスク文化・ガバナンスと高度なリスク管理態勢を備えた保険会社における積極的なリスクテイクを合わせて評価する枠組みであり、金融庁としては、健全性を維持した上で保険会社の適切な成長を促す観点から、引き続き ERM の高度化を促進していきます。

また、ERM ヒアリング及び ORSA レポートを通じ、現時点の静的な健全性評価にとどまらず、将来の動的な健全性を幅広く分析することで、より実態に即した監督を行っていきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[広報報道](#)」の中の「[報道発表資料](#)」から、「[保険会社におけるリスクとソルベンシーの自己評価に関する報告書 \(ORSA レポート\) 及び統合的リスク管理 \(ERM\) 態勢ヒアリングに基づく ERM 評価の結果概要について](#)」(平成 28 年 9 月 15 日) にアクセスしてください。

### (3)「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall)」について

金融分野におけるサイバー攻撃の高度化が進む中、サイバーセキュリティの確保は、金融システム全体の安定のため喫緊の課題となっています。

このため、金融庁として、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」(平成 27 年 7 月公表) に沿って、金融機関のサイバーセキュリティ対策の向上に向けた取組を推進しているところです。

先般、同方針に基づき、金融業界全体のサイバーセキュリティ対策の底上げを図るため、初めてとなる金融業界横断的な演習 (通称: Delta Wall (※)) を実施しました。



(※) Delta Wall：サイバーセキュリティ対策のカギとなる「自助」、「共助」、「公助」の3つの視点 (Delta) と防御 (Wall)

**【演習概要】**

- 日程：平成28年10月24日（月）～27日（木）の4日間
- 参加者：約80の金融機関が参加

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 \(Delta Wall\)](#)」について（平成28年10月20日）にアクセスしてください。

**【演習の様①】**



**【演習の様②】**



**(4) 金融審議会 市場ワーキング・グループ「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」(第1回)の開催について**

企業が公表前の内部情報を特定の第三者に提供する場合に、当該情報が他の投資者にも同時に提供されることを確保するフェア・ディスクロージャー・ルールについては、平成28年4月の金融審議会の報告において、「我が国においても、フェア・ディスクロージャー・ルールの導入について、具体的に検討する必要がある」とされました。これを受け、金融審議会市場ワーキング・グループの下に「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」を設置し、実務的な議論を行うこととされました。

第1回会合は10月21日（金）に開催され、ルール導入の意義や導入に当たり留意すべき事項（対象となる情報の範囲、情報受領者の範囲等）について、幅広く議論がなされました。

なお、第1回会合にかかる議事録・資料につきましては、金融庁ウェブサイトにて公表しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[公表物](#)」→「[審議会・研究会等](#)」→「[金融審議会](#)」→「[フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース](#)」にアクセスしてください。

## (5)金融審議会「市場ワーキング・グループ」(第7～9回)の開催について

10月19日(水)、11月2日(水)、9日(水)にそれぞれ第7～9回「金融審議会 市場ワーキング・グループ」が開催されました。

市場ワーキング・グループは平成28年4月開催の第37回金融審議会総会・第25回金融分科会合同会合における、麻生金融担当大臣による諮問を受けて設置されたもので、第7回会合では、5月の第1回に続いて「取引の高速化」をテーマとして議論がなされました。また、第8回会合は7月の第3回、8月の第4回、10月の第5回に続き「国民の安定的な資産形成とフィデューシャリー・デューティー」を題材に開催されました。第9回会合では、「市場間競争と取引所外の取引、取引所の業務範囲」について話し合われました。

今後も市場ワーキング・グループ会合では、情報技術の進展その他の市場・取引所を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済の持続的な成長及び家計の安定的な資産形成を支えるべく、日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行う予定です。

なお、第1～6回会合にかかる議事録・資料、第7～9回資料につきましては、金融庁ウェブサイトにて公表しています。

※詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」の中の「[金融審議会](#)」から、「[市場ワーキング・グループ](#)」にアクセスしてください。

## (6)金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」(第2回、第3回)の開催について

FinTechは金融・市場の将来的な姿を大きく変えていく可能性が高いと考えられ、金融庁としては、FinTechの動きを利用者利便や生産性の向上、コスト削減などにつなげていくことができるよう、必要な対応を進めていく必要があります。

法制面での課題については、本年5月、銀行等による金融関連IT企業等への出資を容易にすることや、仮想通貨と法定通貨の交換業者の登録制導入等を図るための銀行法等の一部改正法案が成立したところですが、本年7月に金融制度ワーキング・グループを設置し、引き続き議論を行っております。

ワーキング・グループにおいては、決裁業務に係る法制面での課題について検討を行っていくこととされていますが、昨今のビジネス展開の状況等を踏まえ、まずは、銀行等と顧客との間に立って顧客のために決済関連サービスを提供するいわゆる中間的業者の法制面での取り扱いについて、検討を進めていくことが重要と考えており、10月18日(火)の第2回会合、28日(金)の第3回会合でこの問題についての検討を行いました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」の中の「[金融制度ワーキング・グループ](#)」にアクセスしてください。

## (7)「金融モニタリング有識者会議」(第3回)の開催について

新しいモニタリングの基本的な考え方や手法等について、外部の有識者を交えて議論、整理し、新しいモニタリングの考え方をとりまとめ、金融機関等と共有を図るとともに国際的に発信していくため、「金融モニタリング有識者会議」(座長:吉野直行 アジア開発銀行研究所所長、慶應義塾大学名誉教授)を設置し、8月24日に第1回会合を、9月30日に第2回会合を、10月24日に第3回会合を開催しました。

第3回会合では、プルーデンス政策の基本的な考え方及び手法をテーマに幅広く議論がなされました。

なお、会議は非公開ですが、会議後、資料・議事要旨を金融庁ウェブサイトにて公表しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」から「[金融モニタリング有識者会議](#)」にアクセスしてください。

## (8)「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況及び金融庁の対応について

### 1. 金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成28年1月29日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、平成28年3月から5月までの3か月間に寄せられたご意見等の受付状況及び金融庁の対応について、以下のとおり公表いたします。

(注) このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。当該窓口へ寄せられた意見等は、平成28年3月1日から5月31日までの間に205件となっています。



## 2. 金融行政モニター受付窓口に寄せられたご意見等について

○ 平成 28 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日までに寄せられたご意見等

### 【受付件数】

9 件

### 【主なご意見等】

[\(別紙\) をご覧ください。](#)

※ 公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「ご意見・情報を受け付けます」の「[金融行政モニター](#)」にアクセスしてください。

## (9)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等(期間:平成 28 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日)について

金融サービス利用者相談室（以下、「相談室」）に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成 28 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間（以下、「今期」という。）における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

1. 平成 28 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、8,491 件の相談等が寄せられています。1 日当たりの受付件数は平均 137 件となっており、平成 28 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間（以下、「前期」という。）の実績 150 件に比べ、やや減少しています。
2. 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関する相談等の受付件数 2,812 件（構成比 33%）、保険商品等に関する相談等の受付件数 2,329 件（同 27%）、投資商品等に関する相談等の受付件数 2,170 件（同 26%）、貸金等に関する相談等の受付件数 779 件（同 9%）、金融行政一般・その他に対する意見・要望等の受付件数 401 件（同 5%）となっています。
3. 分野別の特徴等について
  - (1) 預金・融資等については、前期に比べて、やや減少しています。
  - (2) 保険商品等については、前期に比べて、やや減少しています。
  - (3) 投資商品等については、前期に比べて、減少しています。なお、詐欺的な投資勧誘に関するものが 288 件あり、そのうち 147 件が何らかの被害があったものとなっております。年齢がわかるもの（199 件）のうち、70 代が 48 件（24%）、80 代以上が 40 件（20%）、60 代が 28 件（14%）、と高齢者についての相談が大部分を占めております。
  - (4) 貸金等については、前期に比べて、やや減少しています。
4. なお、利用者の皆様から寄せられた相談等は、利用者全体の保護や利便性向上の観点から検査・監督上の参考として活用しています。

今期に受け付けた情報提供のうち、以下のものなどについて、金融機関等に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

- (1) 預金取扱金融機関によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの
- (2) 預金取扱金融機関における不適切な顧客対応に関するもの
- (3) 預金取扱金融機関の融資業務における担保の取扱いに関するもの
- (4) いわゆる貸し渋り・貸し剥がしや貸出条件変更に関するもの
- (5) 預金取扱金融機関の個人情報の取扱いに関するもの
- (6) 預金取扱金融機関における口座凍結等に関するもの
- (7) 預金取扱金融機関におけるホームページの画面表示に関するもの
- (8) 保険会社の保険金等の支払いに関するもの
- (9) 保険募集人等の不適正な行為（重要事項の不十分な説明、手続に関する不適切な案内・対応等）に関するもの
- (10) 貸金業者による法令違反のおそれのある行為に関するもの
- (11) 貸金業者の不適切な業務運営に関するもの
- (12) システム障害に関するもの
- (13) 外国為替証拠金取引業者の不適切な行為に関するもの
- (14) 外国為替証拠金取引業者とのインターネット経由での取引に関するもの
- (15) 無登録営業に関するもの
- (16) 金融商品取引業者の不適正な行為（ホームページを閉鎖し電話に出ない等、無断売買、高齢者に対する不適正な勧誘）に関するもの
- (17) 金融商品取引業者によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの

前期における情報の活用状況は以下のとおりです。

- ・ 監督において行った金融機関等に対するヒアリング等に際して、127の金融機関等については相談室に寄せられた情報を参考としています。
- ・ 金融機関等の検査等に際して、22の金融機関等については相談室に寄せられた情報を参考としています。

#### 5. 利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等

寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、以下のとおり「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として公表していますので、ご参照ください。

##### (1) 預金・融資等に関する相談事例及びアドバイス等

「免許の確認、預金保険制度に関する相談等」

「本人確認に関する相談等」

「盗難・偽造キャッシュカードに関する相談等」

「振り込め詐欺救済制度に関する相談等」

「特約付定期預金等に関する相談等」

「融資に関する相談等」

##### (2) 保険商品等に関する相談事例及びアドバイス等

「保険内容の顧客説明に関する相談等」

「告知義務に関する相談等」

「保険契約に関する相談等」

「保険金の支払に関する相談等」

「少額短期保険業者に関する相談等」

「保険契約者の保護に関する相談等」

##### (3) 投資商品等に関する相談事例及びアドバイス等

「金融商品の購入に関する相談等」

「投資信託の購入に関する相談等」  
「外国為替証拠金取引に関する相談等」  
「未公開株式の取引に関する相談等」  
「自社発行未公開株に関する相談等」  
「ファンドに関する相談等」  
「金融商品取引業者（旧証券取引法上の証券会社）との取引に関する相談等」  
「金融商品取引業の登録に関する相談等」  
「株券の電子化に関する相談等」  
「投資者保護制度に関する相談等」  
「社債に関する相談等」

(4) 貸金等に関する相談事例及びアドバイス等  
「違法な金融業者からの借入れに関する相談等」  
「強引な取立てに関する相談等」  
「取引履歴の開示に関する相談等」  
「返済条件の変更に関する相談等」  
「金利引下げに関する相談等」  
「総量規制に関する相談等」  
「都道府県登録業者に関する相談等」  
「完済後の書面交付に関する相談等」

金融庁及び証券取引等監視委員会では、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれらを連想させる組織を騙った業者等の情報収集をしています。もし、そのような業者から連絡等があった場合には、

・金融庁金融サービス利用者相談室

0570-016811（ナビダイヤル）、IP 電話からは 03-5251-6811

・証券取引等監視委員会の情報受付窓口

0570-00-3581（ナビダイヤル）、IP 電話からは 03-3581-9909

に情報提供をお願いいたします。

その他、金融庁のウェブサイト（[「金融の仕組みや金融商品などの解説」](#)）では、金融サービスを利用する皆様にご注意いただきたい情報を掲載しています。

※ 詳しくは、[「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成 28 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日）（平成 28 年 10 月 31 日）](#) にアクセスしてください。

## 皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

### (1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

#### 「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

#### 金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

#### 「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。

↓  
[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- ・その信用力などが保証されているものではありません。
- ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- ・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。

↓  
[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

**電話（ナビダイヤル）：0570-016811**

※IP電話からは、03-5251-6811 におかけください。

FAX：03-3506-6699

## (2) 皆様からの情報提供が市場を守ります！

### (イ) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

**直通：0570-00-3581（ナビダイヤル）**

※IP電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代表：03-3506-6000（内線3091、3093）

FAX：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館



公正な市場を守るため、  
あなたの情報提供を  
待っています。

相場操縦  
インサイダー取引  
投資詐欺  
金融商品の不適切な勧誘  
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909  
https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

電話・FAX の場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央会館庁舎第 7 号館 FAX 03-5251-2136  
証券取引等監視委員会の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

**SESC** 証券取引等監視委員会  
Securities and Exchange Surveillance Commission  
"for investors, with investors"

#### (ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

#### ◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

#### (ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

#### ◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

## 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成 28 年 10 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています（多い順）。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [平成 28 事務年度 金融行政方針について](#)
- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [平成 27 事務年度 金融レポートについて](#)
- [金融仲介機能のベンチマークについて](#)
- [金融審議会「市場ワーキング・グループ」（第 6 回）議事次第](#)
- [「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」（第 3 回）議事次第](#)
- [平成 27 事務年度 金融行政方針について](#)
- [無登録で金融商品取引業を行う者の名称について](#)
- [「金融モニタリング有識者会議」（第 2 回）議事次第](#)
- [「金融モニタリング有識者会議」（第 3 回）議事次第](#)

# お知らせ

## (1)金融行政モニターについて

### 金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることにより、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

平成 27 年 9 月に公表した「平成 27 事務年度 金融行政方針」に基づき、金融庁が金融行政を遂行するに当たり、金融を取り巻く内外の環境変化に遅れをとらず、先取りする態勢を構築する観点から、金融行政に対する率直な意見・提言や批判等を金融行政に継続的に反映させる仕組みを構築するため、「金融行政モニター」を 1 月 29 日に設置いたしました。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいところのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6 名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等（匿名の場合であっても提出していただくことができます。）を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

金融行政モニター委員（敬称略）

井上 聡 弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）

翁 百合 ㈱日本総合研究所 副理事長

神田 秀樹 学習院大学法務研究科教授

永沢 裕美子 フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長

米山 高生 一橋大学大学院商学研究科教授

和仁 亮裕 弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

## 金融行政モニターについて

### 金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

#### 目的

金融庁では、これまで様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

#### モニター委員

	(敬称略)
井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)
翁 百合	(株)日本総合研究所 副理事長
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長
米山 高生	一橋大学大学院商学研究科教授
和仁 亮裕	弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)

#### 窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者  
シンクタンク

金融機関及び  
その職員

金融庁に対し、  
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、  
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法: 電話、FAX、ウェブサイト、郵送  
電話番号: 0570-052100(ナビダイヤル)  
(IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号: 03-3506-6699

ウェブサイト: 上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1  
金融庁金融サービス利用者相談室  
「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※ 英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター

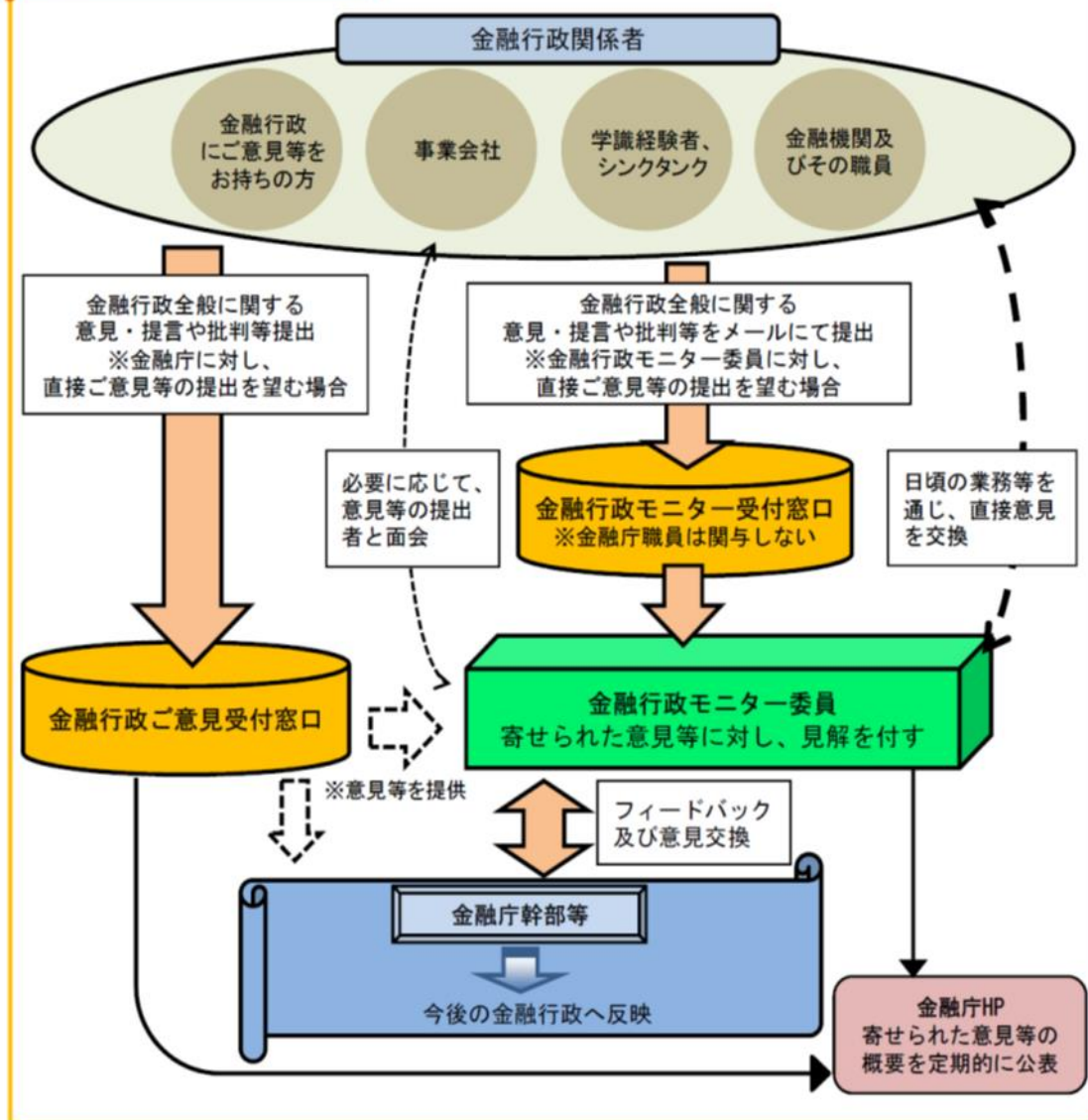




## 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはありません。（いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。）
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものだけに公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。

## 金融行政モニターの流れ



お問い合わせ先 金融庁総務企画局政策課  
 金融サービス利用者相談室  
 Tel 0570-052100(ナビダイヤル)  
 (IP電話は、03-3501-2100)



## (2) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

●以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。

1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

●各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。

●ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[「ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～」](#)」にアクセスしてください。

## (3) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

### ◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

### ◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



## (4) メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<a href="#"><u>「新着情報メール配信サービス」</u></a>	<a href="#"><u>Subscribing to E-mail Information Service</u></a>
証券取引等監視委員会	<a href="#"><u>「メールマガジン配信サービス」</u></a>	<a href="#"><u>Subscribing to E-mail Information Service</u></a>
公認会計士・監査審査会	<a href="#"><u>「新着情報メール配信サービス」</u></a>	<a href="#"><u>Subscribing to E-mail Information Service</u></a>

